

## 2019年度 体協ニュース

No.	2019-⑤
行事名	青少年スポーツ指導者講習会 第1講座 『スポーツ指導におけるハラスメントを考える』 ～どこまでが指導でどこからがハラスメントか?～
講師	弁護士 新村 響子氏 旬報法律事務所
会場	板橋区立文化会館 4階大会議室
日時	令和元年6月7日(金) 午後6時30分～
主催	板橋区 運営：公益財団法人 板橋区体育協会



### 《新村 響子講師プロフィール》

1980年生まれ

1998年 広島大学附属福山高校卒業

2002年 一橋大学法学部卒業

2005年 弁護士登録(58期) 東京弁護士会

旬報法律事務所 所属

\*日本労働弁護士団本部常任幹事・事務局次長

\*東京都労働相談情報センター民間労働相談員

\*東京都ウィメンズプラザ法律相談員

2019年度「青少年スポーツ指導者講習会」の第1講座は『スポーツ指導におけるハラスメントを考える』～どこまでが指導でどこからがハラスメントか?～というテーマで新村 響子氏を講師にお迎えし、平日の夜ではありましたが約170名の方が参加し、開講されました。

近年、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントなど、様々なハラスメントが社会問題となっております。スポーツ界もその例外ではなく、指導者が体罰や暴力などのハラスメントを行ったとして告発される事件が相次いでおります。そこで、何をどう気を付ければよいか、どこまでが指導として認められどこからがハラスメントになるか、問題が起きた場合にはどのように対応したらよいのか等、過去の事例を挙げ詳しく解説して頂きました。

### ◎スポーツハラスメントとは

定義：スポーツにおいて行われる優越的な関係を背景とした言動であって、指導上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその選手のスポーツ競技環境が害されること。

### ◎6つの行為類型

- ①暴行・傷害(身体的な攻撃)
- ②脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- ③隔離・仲間はずし・無視(人間関係からの切り離し)
- ④指導上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、競技の妨害(過大な要求)
- ⑤指導上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い練習を命じることや必要な練習や競技参加の機会を与えないこと(過小な要求)
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)

◎ハラスメントになる不適切な指導・暴言のポイント

- ▶人格、人権、存在を否定する言葉  
＜具体例＞ 最低、クズ、きもい、邪魔、出ていけ、帰れ、てめえ、この野郎、貴様
- ▶自尊心を傷つける、能力を否定する言葉  
＜具体例＞ 役立たず、下手くそ、アホ、バカ
- ▶身体的特徴をけなす言葉  
＜具体例＞ チビ、デブ
- ▶恐怖感を与える言葉  
＜具体例＞ 殴るぞ、ぶっとばすぞ、帰りたいの？ 試合に出たくないの？
- ▶回数や場所、能力や性格に見合った指導も必要

◎過大な要求・過小な要求の判断要素

- ①必要性・合理性、科学的根拠のある練習内容・方法か
- ②選手が受ける不利益の程度…健康、安全、試合出場権
- ③不当な動機・目的…チームからの排除、欠場、個人的感情

指導者からのハラスメントばかりが注目されていますが、保護者からのハラスメントも近年注目されています。また、パワーハラスメントだけではなくセクシャルハラスメントにも気をつけなくてはならないということも教えて頂きました。ハラスメントに対する法的責任には民事責任と刑事責任とがあり、どちらの場合も法律に則り処罰されます。ハラスメント問題に対する対策は組織として、そして指導者としてしっかり考えていかななくてはなりません。新村講師は、行き過ぎた指導にならないようしっかりと目的を持ち、ハラスメントに該当するような言葉は避け、決して手を挙げることをしないようにと強く話されていました。スポーツ指導におけるハラスメントを防止し、子どもより良いスポーツ環境づくりを考える良い機会となるよう、この講習会で学んだことを基に考えて頂ければと思います。

(浅賀 公子記)



講義をされる新村講師  
とても多くの方が受講されました。